

（表）

誓約書

次の内容を読んで、□にチェックしてください。

みよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付申請及び交付を受けて設置する防犯カメラの運用に関し、下記の事項を確認し、遵守することを誓約します。

記

【補助金交付申請に関する誓約事項】

- 過去にこの補助金の交付を受けていません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付はを受けていません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 補助金交付後、この補助金の交付要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。
- この補助金の交付申請の審査資料として、住民票、市税の賦課情報及び市税の納税状況について、市担当職員が公簿等により確認することについて了承します。

【適正運用に関する誓約事項】

- 隣接する公共空間から見やすい位置に家庭用防犯カメラを設置していることを表示します。
- 撮影範囲に含まれる土地、建物等の所有者、管理者、居住者等から撮影の承諾を得ています。
- 画像データは外部に流出することのないよう、その取扱いには細心の注意を払い、画像データの不必要な複製及び加工は行いません。また、画像データは、撮影後概ね2週間以内で削除するようにします。
- 画像データ及び画像データから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外ではこれを使用せず、特定の個人、住宅等を撮影し、プライバシーを侵害することのないようにします（あらかじめ撮影の承諾を得ている場合を除く。）。また、次に該当する場合を除き、第三者への開示又は提供を行いません。
  - 1 裁判官が発する令状や、法令に基づく文書による照会があった場合
  - 2 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

裏面に続きます。

(裏)

- 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情又は問合せを受けた場合は、自己の責任において誠実かつ迅速に対応します。
- 設置する家庭用防犯カメラは、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 上記のほか、愛知県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及びみよし市が定める「防犯カメラの運用等に関するガイドライン」に従い、適切な運用に努めます。
- 家庭用防犯カメラを設置していることについて、市から警察に情報提供することに同意します。

( はい ・ いいえ ) いずれかに○をつけてください。

以上

年 月 日

みよし市長 様

氏名 \_\_\_\_\_